

川崎市上下水道局設計変更に係る事務手続取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局請負工事監督規程（昭和47年川崎市水道局規程第23号）及び川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号）の規定により請負工事の設計変更を行う場合に必要な事務手続等について定めるものとする。

(範囲等)

第2条 設計変更は、工事の目的の範囲内で行う。

2 設計変更により契約金額が30パーセントを超えて増加する場合は、変更部分を分離して施工することが著しく困難であるときを除き、変更部分は別途の契約とする。

(手続)

第3条 設計図書の変更は、工事変更設計書を作成して行い、契約金額の増減額を算出する。

2 変更の内容等は、受注者と書面により協議する。

3 契約金額の増減は、協議内容の確定前に、当該設計変更に係る工事の予算を総括、調整等する課の長等に執行伺により伺うものとする。

4 施工についての受注者への指示は、変更契約の締結後に行うものとする。

(事前手続)

第4条 前条の規定による手続の前に施工が必要な場合は、工事施工伺（別記様式）により伺った上、受注者に施工の指示ができる。

2 変更の内容が軽微な場合は、前項に規定する伺いを省略することができる。

(委任)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、上下水道事業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

